

横須賀市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金交付要綱

（総則）

第1条 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園（私学助成園を除く）（以下「施設」という。）に対する、保護者、保育士及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）双方の負担軽減を図ることを目的に、保育士等の負担軽減に資する物品の購入費用等及び本補助金の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る費用に対する補助については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）認可保育所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に定める特定教育・保育施設に該当する保育所
- （2）認定こども園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に定める特定教育・保育施設に該当する認定こども園
- （3）地域型保育事業 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条に規定する地域型保育事業を行う者のうち市町村以外のものを行う者
- （4）幼稚園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に定める特定教育・保育施設に該当する幼稚園

（補助対象者）

第3条 本補助金の対象となる施設は、次に掲げる事項を実施している、又は実施の予定がある施設とする。

- （1）紙おむつ利用の定額サービス（以下「おむつのサブスク」という。）の導入
- （2）紙おむつを除く乳幼児全員の衛生用品一式の用意及び洗濯
- （3）乳幼児全員分の着替え、又はスモックの用意及び洗濯
- （4）布団（お昼寝用コット）カバー、又はタオルケット等の用意及び洗濯
- （5）連絡帳のスマホアプリ等への移行（連絡帳の中でスマホアプリ等への移行が必要な項目としては、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者

と職員の双方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有すること)

(6) その他、保護者や保育士等の負担軽減に資する取組で、継続的に費用が発生する物品等を用意

2 本条前項による「実施の予定」は、交付の決定の通知を受理した日と同年度内(3月31日まで)に実施するものとする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の算定は、次の表1・2のとおりとし、表1については、補助対象経費と補助上限額を比較し、少ない額を補助するものとする。なお、本園と分園がある場合は、それぞれ別に算出するものとする。

表1

補助対象経費	補助金額	補助上限額
1. 「おむつのサブスク」実施に伴う、新品のおむつ保管用の保管庫・ロッカーの購入費	補助対象経費と補助上限額を比較し少ない額の全額	左記補助対象経費の補助上限額 99万円
2. お昼寝用コット・お昼寝用布団の購入費		
3. 折りたたみヘルメットの購入費		
4. 大型炊飯器の購入費		
5. 自転車置き場の雨よけ屋根の設置費		

表2

補助対象経費	補助金額
本補助金の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る費用	8万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の申請書に次に掲げる書類を添えて市長の指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の内訳がわかる見積書
- (4) その他参考となる書類

(実績報告)

第6条 補助事業者は、規則第10条第1項の実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費の領収証等支払いをしたことが確認できる書類
- (4) 購入（導入）した備品や設備の写真
- (5) その他参考となる書類

(書類等の整備)

第7条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。